

緊急雇用創出特別奨励金のお知らせ
(緊急対応型ワークシェアリング制度を導入する事業主の皆様へ)

■ 制度の概要

労使の合意により、労働時間の短縮(所定外労働時間の短縮を含む)とそれに伴う賃金の減額を行い、非自発的労働者等を雇い入れる事業主に、制度導入に係る奨励金と雇入に係る奨励金が支給されます。

■ 奨励金の支給

○ 制度導入分

最初の雇入れの際に、事業所の規模(労働者数)に応じて50万円又は120万円が支給されます。

○ 労働者の雇入れ分

雇い入れた労働者1人につき、15万円又は30万円が支給されます。

※ 労働者の雇入は、パートタイム労働者も対象です。

お問い合わせ先

愛知労働局職業対策課 Tel. 052-219-5508
(社)愛知県雇用開発協会 Tel. 052-219-5661